

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

原子力規制委員会  
NRA-C c - 2 1 - 0 0 1

原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者に対し、「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0 1）が令和 2 年 4 月 1 日に効力を失っていることを通知することとする。

なお、これは、「保安検査における指標の収集について（指示）」が、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定（以下「改正規定」という。）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の規定に基づく保安検査の実施に関し発出したものであるところ、令和 2 年 4 月 1 日の改正規定の施行により原子力規制検査が導入され、これに伴い保安検査が廃止されたことによるものである。

原規規発第 2104157 号

令和 3 年 4 月 1 5 日

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

東北電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0 1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきましては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

北陸電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。



原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

九州電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

日本原子力発電株式会社  
執行役社長 村松 衛 殿

原子力規制委員会

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0  
1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）  
のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきまし  
ては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせ  
いたします。